

製造所固有記号 について

2004年7月23日 第18回食品の表示に関する共同会議

製造所固有記号とは何か？

食品衛生法では、食品又は添加物を販売する場合、製造所所在地、製造者の氏名等の表示について規定している。

しかし、食品衛生法施行規則第21条第10項の規定に基づき、厚生労働大臣に届け出た製造所固有の記号並びに販売者氏名及び住所^(注)を記載することにより製造所所在地及び製造者の氏名の表示に代えることができる。

この厚生労働大臣に届出のあった記号が「製造所固有記号」である。

(注)販売者の氏名、住所ではなく、製造者の氏名、本社の所在地でも可。

| | |
|------|--|
| 名称 | パン |
| 原材料名 | 小麦粉、糖類、卵、ショートニング、脱脂粉乳、イースト、食塩、(原材料の一部に大豆を含む) |
| 内容量 | 6枚 |
| 賞味期限 | 平成16年7月23日 |
| 保存方法 | 直射日光、高温多湿を避けて保存して下さい。 |
| 販売者 | 厚労食品(株) KS 東京都千代田区 霞ヶ関1-2-2 |

製造所固有記号

何故、製造所固有記号を認めているのか

販売者が実質的に食品の安全性に責任を有する場合など製造者ではなく、販売者を表示するのが適当な場合があるが、その場合であっても製造者、製造所を特定する必要があるため。

万が一事故が生じた場合には、その責任の所在の追及あるいは製品回収等の行政措置を迅速かつ的確に行うための手がかかり

参考1: 現在26万5千件の固有記号についてデータベース化しているが、それを利用できるのは食品衛生監視員のみ。

参考2: JAS法との関係(両法における表示方法)

| 食 衛 法 | J A S 法 |
|----------------------------|--|
| 製造者 又は 輸入業者 } を表示 | 製造者 加工者 輸入者 販売者 } いずれか一つ を表示 |
| 製造者の代わりに 販売者と固有記号の表示が可能 | |

製造所固有記号制度が利用される理由

1. 販売者が安全に責任を持った上で、製造者を効率性、経済性の側面から選択できるようになる。
2. 同一製造者が複数の工場で食品の生産を行っている場合に、容器包装印刷にかかるコストの削減ができる。
(同一パッケージを複数の工場で利用できるようになる)

製造所固有記号制度が利用される理由(例示)

例：東京の厚労食品が埼玉の関東食品(工場：町)に製造を委託した食品への表示

原則(製造者)による表示

| | |
|-----|-------------------------|
| 製造者 | 関東食品(株) 埼玉県××郡 町 1-1 |
|-----|-------------------------|

固有記号による表示

| | |
|-----|------------------------------|
| 販売者 | 厚労食品(株)KS 東京都千代田区霞が関1-2-2 |
|-----|------------------------------|

又は、下記のような記載も可 同一パッケージを複数の工場で利用可能

